Ⅲ 健全化判断比率等

- 県内各市町の令和2年度決算における健全化判断比率は、いずれも財政健全化計画の策定が必要となる早期健全化基準を下回っている。
 - ・ 実質赤字比率 (早期健全化基準:11.25~15%以上,財政再生基準:20%以上) 全団体黒字であり、実質赤字は発生していない。
 - ・ 連結実質赤字比率 (早期健全化基準:16.25~20%以上,財政再生基準:30%以上) 全団体黒字であり、実質赤字は発生していない。
 - · 実質公債費比率 (早期健全化基準:25%以上, 財政再生基準:35%以上)

県内平均:8.4% (R元:8.8%)

増減理由: 既発債の償還終了等により、臨時財政対策債等を除いた実質的な地方債の

元利償還金が減少したため、0.4ポイント改善した。

・ ▼将来負担比率 (早期健全化基準:市町350%以上 都道府県及び政令市400%以上)

県内平均:87.9% (R元:93.0%)

増減理由:公営企業への繰入見込額が減少したこと等により,5.1ポイント改善した。

• 資金不足比率 (経営健全化基準:20%)

令和2年度の決算において、全団体すべての会計で資金不足額は発生していない。

(単位:%)

			実質公債費比率			将来負担比率		
区		分	令和2年度	令和元年度	増減	令和2年度	令和元年度	増減
			A	В	A - B	A	В	A - B
広	島	市	11. 7	12.4	▲ 0.7	174. 7	183. 7	▲ 9.0
呉		市	8. 1	9.3	▲ 1.2	66. 7	74.4	▲ 7.7
竹	原	市	8.4	8.8	▲ 0.4	94. 0	84.8	9. 2
\equiv	原	市	6. 9	6. 4	0.5	42. 1	43.0	▲ 0.9
尾	道	市	6. 4	6. 4	0.0	30. 2	34. 5	▲ 4.3
福	Щ	市	1. 6	1.4	0.2	_	_	0.0
府	中	市	9. 6	9. 3	0.3	73. 1	74. 1	1. 0
\equiv	次	十	6. 4	7.0	▲ 0.6	44. 0	52.8	▲ 8.8
庄	原	市	11. 9	13. 2	▲ 1.3	101.1	111.9	1 0.8
大	竹	市	14. 9	16. 1	▲ 1.2	156. 4	157.3	▲ 0.9
東	広 島	十	1. 0	0. 5	0.5	_	_	0.0
廿	日 市	斗	4. 6	4. 7	▲ 0.1	80.7	74.7	6.0
安	芸 高 田	市	12. 9	13.8	▲ 0.9	94. 7	94. 1	0.6
江	田島	寻	6.8	6. 2	0.6	25. 9	23.4	2. 5
府	中	町	5. 7	5. 6	0. 1	104. 1	109.6	▲ 5.5
海	田	耳	6. 4	7. 6	▲ 1.2	_	7. 1	7. 1
熊	野	山	6. 3	6. 9	▲ 0.6	14. 3	7.8	6.5
坂		町	3. 3	3. 6	▲ 0.3	_	_	0.0
安	芸 太 田	町	12. 4	12.6	▲ 0.2	36. 6	62.4	▲ 25.8
北	広 島	町	14. 4	14. 6	▲ 0.2	69.8	74.0	▲ 4.2
大	崎 上 島	町	12.4	12. 7	▲ 0.3	_	_	0.0
世	羅	町	10.7	10.7	0.0	13.0	16. 5	▲ 3.5
神	石 高 原	町	5. 7	6.3	▲ 0.6	_	_	0.0
県	内 平	均	8.4	8.8	▲ 0.4	87.9	93.0	▲ 5. 1
IJ	(政令市除る	き)	5.8	5. 9	▲ 0.1	20.1	21.9	▲ 1.8
県			13. 1	13.8	▲ 0.7	215. 7	223.7	▲ 8.0

※県内平均は、加重平均である。